

36協定集中講座

主催：渋谷労働基準協会（幹事）
（一社）新宿労働基準協会他

残業時間の上限は、月 45 時間、かつ、年 360 時間が原則です。特例による場合でも、できる限りこの水準に近づける努力が求められ、新たな指針に基づく助言・指導が行われます。

労働基準監督署に 36 協定書を提出するに当たり留意すべき事項を、ベテラン講師が分かりやすく解説します。

日時	令和 5 年 3 月 2 日(木) 13:30~15:30
場所	渋谷区立商工会館 2F 大研修室（裏面地図参照） 渋谷区渋谷 1-12-5 TEL(3406)7641
内容	<p>■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 労働時間とはどこまでをいうか〈手持ち時間は労働時間になるか〉？◆ ガイドラインに基づく労働時間の適正な把握とは〈自己申告制は認められる〉？◆ 労働時間の状況把握とは〈管理職も時間管理が必要か〉？◆ 法定労働時間と 2 暦日にわたる労働時間の考え方は？◆ 法定休日は特定しておくべきか？◆ 在宅勤務の際の労働時間をどうする？◆ 副業・兼業における労働時間の取扱いポイントは？◆ 36 協定の効果は？◆ 時間外労働上限規制は？◆ 建設業等猶予事業の 2024 年 4 月時間外労働の上限規制適用とは？◆ 特別条項の留意点とは？◆ 36 協定届の作り方のポイントとは？◆ 36 協定の届出単位〈企業単位ではなく事業場単位〉◆ 36 協定の本社一括届出とは？◆ 過半数代表者の選任方法は？
講師	小磯優子氏（OURS 小磯社会保険労務士法人代表・特定社会保険労務士）
受講料	資料代・消費税込み 会員 4,000 円 会員以外 6,000 円 下記口座に 2 月 24 日（金）までに銀行振込にてお願いいたします。 振込先 三菱UFJ銀行 大久保支店 普通 3991676 口座名義 （社）新宿労働基準協会 お申込み後の取り消しは 2 月 24 日(金)までをお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご了承ください。
申込方法	【定員 100 名】 裏面申込票にご記入のうえ、FAX でお申し込みください。 受講番号を付して、FAX にて返送いたします。 新宿労働基準協会 新宿区西新宿 7-5-20 新宿旭ビル A 館 205 号 TEL:3366-4737 FAX:3366-8865
その他	この講習は、渋谷、新宿、三田、大田、品川、池袋、向島労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は渋谷労働基準協会です。上記 7 協会の会員は会員価格です。

36協定集中講座 申込書 兼 受講票

令和5年3月2日(木) 13:30~15:30

会員の別	○を付けてください。 新宿・渋谷・三田・品川・大田・池袋・向島・会員以外		
事業場名			TEL
			FAX
所在地	〒		
連絡担当者	部署 氏名		
受講者	氏名	受講番号(協会記入欄)	
受講者	氏名	受講番号(協会記入欄)	

FAX 番号：3366-8865 (新宿労働基準協会)

注：◆新型コロナウイルス感染拡大の影響及び感染防止の観点から、やむを得ずオンラインに変更する場合があります。

◆受講の際はマスクをご着用ください。発熱等の症状がある方は、受講をご遠慮ください。

◆個人情報、本研修のため以外に使用することはありません。

渋谷区立商工会館
2階大研修室
渋谷区渋谷1-12-5

受付日
月 日

